

平成 25 年度久御山町公開事業診断実施要領

1 目的

社会情勢の厳しい変化に対応するため、久御山町第 5 次行政改革大綱に基づき、町が実施している事務事業の適正なあり方などの整理を行うことは、持続可能な行財政運営を行うために喫緊の課題である。

については、本町の行政改革の基本方針である、真に求められる住民サービスを提供することにより、住民満足度を高めるとともに、持続可能な行財政運営基盤の構築を目指すことを踏まえ、町の果たすべき役割を改めて検証し、実施すべき事業のあり方の整理を行う事務事業の見直しの一環として、多様な主体との協働の推進も視野に置くなかで、簡素で効率的な行財政運営の推進を目的とする。

2 対象事業

久御山町第 4 次総合計画第 8 次実施計画に位置づけられたすべての事務事業のうち、次の条件に該当するもので、外部の視点から意見を聞く必要のある事業を対象とする。

- ① 15 年以上継続している事務事業
- ② 事務事業評価の成果目的（成果指標）が全く達成できていない事務事業
- ③ 類似団体や周辺市町村と比較して、本町が極端に給付等の水準が高い事務事業、または本町だけが実施している事務事業
- ④ 事務事業における実施手法が、民間委託や指定管理者制度、P F I 制度の活用ができる事務事業
- ⑤ 事業費が 100 万円以上の事務事業

3 事業診断の基本的な考え方

- (1) 住民サービスとしての必要性、実施主体のあり方及び実施手法の妥当性、効率性などについて、町の政策方針や財政上の制約、国・府等の方針などは前提とせず、事業の本質に着目し判定する。
- (2) 事業診断の区分及び事業診断を行うにあたっての主な視点は、別紙 1 のとおりとする。

4 事業診断の方法

- (1) 対象事業の評価（提言）は、公開の場で行う。
- (2) 事業診断は、コーディネーター 1 名及び事業診断委員 7 名以内で構成する。
- (3) 事業診断の進行については、コーディネーターが担当する。
- (4) 事業診断の流れは次のとおりとする。
 - ① 事業担当課からの事業の説明
 - ② 事業診断委員による質疑応答及び議論
 - ③ 事業診断委員による判定及び集計
- (5) 事業診断の庶務については、総務部行財政課が担当する。

(6) 事業診断の傍聴に際し必要な事項は、別紙2のとおりとする。

5 事業診断の実施日

平成25年11月17日(日)

6 診断結果の活用

診断結果を尊重し対象事務事業の見直しを図り、次年度以降の予算編成に反映させる。

7 結果の公表

診断結果については、ホームページなどにおいて公表する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

別紙1 事業診断の区分及び主な視点

1 抜本の見直しをすべきもの

- ① 実施する妥当性がない
- ② 目標の達成手段として不適當である
- ③ 効果がない、あるいは薄い
- ④ 他の事業と重複している

2 国及び府が実施すべきもの

- ① 本来国の業務である
- ② 国が実施する方が効率的である
- ③ 本来府の業務である
- ④ 府が実施する方が効率的である
- ⑤ 町で対応することが難しい

3 現行どおり町で実施すべきもの

- ① 現行どおり進めることが望ましい

4 町で実施することが適當であるが、事業内容や規模の見直しが必要なもの

- ① 利用ニーズが不明であり再把握が必要である
- ② 事業内容の抜本的な見直しが必要である
- ③ 事業の統合、あるいは段階的に廃止が必要である
- ④ 事業費が大きすぎるなど、事業規模の縮小が必要である
- ⑤ 事業費が小さすぎるなど、事業規模の拡大が必要である
- ⑥ 業務処理が煩雑、あるいは非効率であり効率化を図るべきである
- ⑦ 財源確保の努力をすべきである
- ⑧ 補助金額、あるいは補助率を引き下げるべきである
- ⑨ 補助金額、あるいは補助率を引き上げるべきである

5 町で実施することが適當であるが、民間活力の活用方法の見直しが必要なもの

- ① 民間（指定管理者、地域団体、NPOを含む）委託を行うべきである
- ② 民間（指定管理者、地域団体、NPOを含む）委託の対象を拡大すべきである
- ③ 民間（指定管理者、地域団体、NPOを含む）委託の対象を縮小すべきである
- ④ 民間（指定管理者、地域団体、NPOを含む）委託先を見直すべきである

6 民間が実施すべきもの

- ① 行政の役割が終了している
- ② 民間が実施する方が効果的・効率的である
- ③ 段階的に民営化すべきである

別紙2 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

会場受付で必要事項を記入し、傍聴の許可を受けてください。

2 傍聴する際の注意事項

- (1) 事業診断中は、静かに傍聴してください。
- (2) 事業診断中は、診断内容に公然と批判を加えたり、拍手その他の方法により賛成、反対などの意向を表明したりしないでください。
- (3) 会場内に、事業診断に対して傍聴者の意思を表明するもの（例：のぼり、旗、プラカード、横断幕など）を持ち込まないでください。
- (4) 会場内では、飲食または喫煙をしないでください。
- (5) 会場内では、写真撮影、録画、録音などを行わないでください。ただし、コーディネーターの許可を得られた場合は可能です。
- (6) その他事業診断の支障になるような行為をしないでください。

3 その他

- (1) 来年度以降の取組の参考とさせていただきますので、アンケートの記入にご協力ください。事業診断の内容に関する意見などがある場合は、アンケート用紙にご記入ください。
- (2) 上記の注意事項を守っていただけない場合やコーディネーターの指示に従っていただけない場合には、退席していただくことがあります。